

## 施設カルテ

番号	(17)-2	名称	いちょう公園多目的グラウンド	分類	屋外スポーツ施設
----	--------	----	----------------	----	----------

## 【施設概要】

所在地	堤田141番(いちょう公園敷地内)					
所管課	社会教育・体育課					
設置根拠法令	おいらせ町公園条例					
管理運営形態	直営	指定管理者名	—			
土地	所有形態	町	敷地面積	32,790 m <sup>2</sup>		
施設	所有形態	町	施設面積	32,790 m <sup>2</sup>		
	築年月	S 54年1月	1981年			
	処分制限期間	30年	経過年数	44年		
構造	地上	1階	避難所指定	広域避難場所	アスベスト対応	無し
	地下	-階	P C B対応	無し	バリアフリー対応	非対応
	収容人員	-人	貸出可能単位数	32単位		

## 【利用状況】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数(人)	4,464	3,636	6,727	6,246	4,335
年間開場日数(日)	207	214	244	244	244
利用単位数(単位)	11	12	11	11	11
開場日あたり平均利用人数(人/日)	22	17	28	26	
稼働率(%)	34.4%	37.5%	34.4%	34.4%	34.4%

## 【経費状況】

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	施設使用料・手数料	0	0	0	0
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0
支出	光熱水費	0	0	0	0
	修繕費	0	0	0	0
	委託料		629	616	651
	指定管理料	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	合計	0	629	616	651
	収支	0	△ 629	△ 616	△ 651
					△ 632

## 【コスト状況】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者あたり(円/人)	0	173	92	104	146
床面積あたり(円/m <sup>2</sup> )	0	19	19	20	19
開場日あたり(円/日)	0	2,939	2,525	2,668	2,590
人口あたり(円/人)	0	25	24	26	25

【施設の状態】

照明設備	フェンス	門扉	ダックアウト	—	—	—	—
B	C	—	—	—	—	—	—

劣化状況の概要

土コート競技場の照明設備の配線カバーの破損及び配電盤ケースの腐食が多く見られる。

土コート競技場南側のフェンスの腐食や破損が広範囲に見られる。

芝コートはスケート場跡地に芝の種を蒔いたものであるため、下にはコンクリートが入っているため、水はけがあまりよくない。

【評価基準】

評価	基 準			
A	・概ね良好な状態。			
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。			
C	・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。	・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。	
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。	・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。	・施設の耐久性に影響を与えていたる状態。
	・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。	・法令点検で不適格の状態。		

【建物内部】

評価	基 準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

【施設管理の基本的な方針】

役割 機能 重要性	土コート競技場と芝生コート競技場があり、芝生コート競技場については、主に町スポーツ少年団、町スポーツ協会のサッカー場として利用している施設である。土コート競技場についても主に町スポーツ少年団、町スポーツ協会のサッカー場として利用していると共に、隣接するいちょう公園野球場のサブグラウンドとして利用している。 また、土コート競技場は、いちょうマラソン大会の際に、臨時駐車場として使用している。		
管理方針	長寿命化	現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。	
方針の考え方	<p>昭和53年度に整備した当該施設は、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられず、概ね良好な状態を保っている。</p> <p>このため、財産処分制限期間経過による単純更新費は150,000千円（土コート30,000千円・芝コート120,000千円）と、目標使用年数まで施設を使用するために想定される劣化対策費用54,932千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。</p> <p><b>【長寿命化対策に係る優先事項】</b> 今後懸念される構築物等の劣化対策については、令和6年度に土コート競技場照明更新工事の実施設計、令和7年度に土コート競技場南側フェンスの改修を計画している。</p>		
処分制限期間	30年	平成22年度まで)	目標使用年数
計画期間	22年	(平成29年度から令和20年度まで)	
期間設定の考え方	<p>適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から30年程度は長寿命化が可能と考えられる。</p> <p>建築物については(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」、建物付属設備・構築物については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく処分の制限を受ける期間 国土交通省・文部科学省」を準用した。</p>		

## 【工事履歴・計画】

※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。